

かがわDX Lab実証研究事業費補助金募集要領の一部改正（令和5年12月28日修正）

No	項	変更等	概要	改正後	改正前						
1	2	修正	5 補助事業期間	交付決定日から最長で令和6年3月31日（日）まで	交付決定日から最長で令和6年3月12日（火）まで						
2	2	修正	6 補助金交付の流れ (3) 交付決定 補助事業期間	交付決定日～最長令和6年3月31日（日）	交付決定日～最長令和6年3月12日（火）						
3	2	修正	6 補助金交付の流れ (4) 完了報告	補助事業終了日から起算して30日を経過する日又は令和6年3月31日（日）のいずれか早い日まで	補助事業終了日から起算して30日を経過する日又は令和6年3月13日（水）のいずれか早い日まで						
4	4	加筆	8 補助対象経費	<p>※見積金額が1件50万円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除く。）以上の支払いを要する場合は、原則として、発注金額の適正化等を図るため、同じ内容（仕様等）で2者以上の見積り合わせを行い、そのうち最も低い金額を提示した者を選定してください。ただし、委託費については、金額に関わらず1件50万円（消費税等を除く。）未満の支払いであっても、原則として2者以上の見積り合わせが必要です。なお、やむを得ず2者以上から見積書を取ることができない場合は、2者以上の見積書を取ることができない具体的かつ明確な理由を記載した選定理由書を作成した上で、事前に県にご提出いただく必要があります。ただし、選定理由書が適正でないと県が判断した場合は、その経費を補助対象外とすることがありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※見積又は入札により契約する相手先を決定した場合は、次の区分に応じ速やかに書面による契約を締結してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約額（税込）</th> <th>必要な契約書の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以上</td> <td>契約書</td> </tr> <tr> <td>50万円以上 100万円未満</td> <td>請書または契約書</td> </tr> </tbody> </table> <p>*注文書（仕様付）の必要なものは注文書を発行してください。</p> <p>*請書、契約書を作成する場合は、仕様書等を添付し、詳しい内容が分かるようにしてください。</p>	契約額（税込）	必要な契約書の種類	100万円以上	契約書	50万円以上 100万円未満	請書または契約書	<p>※見積金額が1件50万円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除く。）以上の支払いを要する場合は、原則として、発注金額の適正化等を図るため、同じ内容（仕様等）で2者以上の見積り合わせを行い、そのうち最も低い金額を提示した者を選定してください。ただし、委託費については、金額に関わらず1件50万円（消費税等を除く。）未満の支払いであっても、原則として2者以上の見積り合わせが必要です。</p> <p>（加筆）</p>
契約額（税込）	必要な契約書の種類										
100万円以上	契約書										
50万円以上 100万円未満	請書または契約書										

5	1 2	修正	1 3 補助金の交付	補助金の交付については、補助事業の完了後、完了日から起算して30日を経過する日又は令和6年3月31日(日)のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。	補助金の交付については、補助事業の完了後、完了日から起算して30日を経過する日又は令和6年3月13日(水)のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。
---	-----	----	------------	---	---